

○芦屋学園における研究活動の不正行為防止等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、芦屋学園が設置する芦屋大学・芦屋女子短期大学(以下「各大学」という。)において公的研究費を厳正かつ適切に管理し、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に対応するための措置等に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省及び各府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2. この規程において、「不正行為」とは、各大学の教職員が研究活動に携わる場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果を作成すること
- (2) 改ざん データ、研究結果等を不正に変更する目的で、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、得られた変更・変造データを報告若しくは論文等に利用すること
- (3) 盗用 他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を故意に、当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせず流用すること
- (4) 公的研究費の不正使用 実際とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関(以下「資金配分機関」という。)の定め、学内関係諸規程に違反した使用を行う

(最高管理責任者)

第3条 各大学の学長は、各大学における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関して責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)として研究者への啓発に努め、研究活動上の不正行為が生じた場合には、次条に定める統括管理責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

2. 最高管理責任者は、責任を持って公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正防止計画を作成し、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 各大学に、最高管理責任者を補佐し、各大学における研究活動の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関して各大学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者(以下「統括責任者」という。)を置き、各大学の事務長をもって充てる。

2. 統括管理責任者は、各大学における公的研究費の適正な運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止のために、教職員に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

(部局責任者)

第5条 各大学における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関して実質的な権限と責任を有する者(以下「部局責任者」という。)を置き、各大学総務課長をもって充てる。

2. 部局責任者は、前項の責任を遂行するに当たり、必要に応じて、当該部課の職員に指示を与えるものとする。

(不正防止計画)

第6条 公的研究費を適正に運営及び管理し、不正行為及び不正使用を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を作成し実施しなければならない。

2. 計画と実施の検証を行う確認体制の構築を行わなければならない。

3. 不正防止を行うために、教職員に対して分かりやすいルールを明確に定めて周知しなけ

ればならない。

4. 公的研究費に関する不正行為については、その疑いも含めて、最高管理責任者の責任において、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切に処理するものとする。

(通報窓口)

第7条 各大学における研究活動上の不正行為に関する通報(以下「通報」という。)を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を法人本部事務局に置く。

(通報処理体制等の周知)

第8条 統括管理責任者は、通報窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を学内外に周知する。

(通報の受付)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思慮する者は、何人も、通報をすることができる。

2. 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする教職員・研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他の事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が明示されていなければならない。
3. 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
4. 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに統括管理責任者及び部局責任者その他必要な者を指名し、当該通報の受理及び当該通報された事案に係る予備調査の実施の要否を協議の上、決定する。この場合において、この規程に定める研究活動上の不正行為以外の通報内容については、当該関係する部課に移送するものとし、各大学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該通報内容について通知するものとする。
5. 最高管理責任者は、当該通報内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。
6. 統括管理責任者は、第4項の協議の結果、当該通報を受理することとなった場合は、その旨を当該通報者に通知する。この場合において、当該通報者に対してより詳細な情報提供及び当該通報された事案に係る調査への協力依頼をすることがある旨を併せて通知するものとする。
7. 統括管理責任者は、第4項の協議の結果、当該通報を受理しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して、当該通報者に通知する。
8. 通報の受付及び調査を担当する者は、当該通報と利害関係のある事案に関与してはならない。

(匿名通報等の取扱い)

第10条 前条に定めるもののほか、匿名による通報があった場合は、通報内容に応じ、顕名による通報に準じた取扱をすることができる。

2. 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関から研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

(秘密保持等)

第11条 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2. 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった教職員等(以下「被通報者」という。)、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者の保護)

第12条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

(悪意に基づく通報)

第13条 何人も、悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報を行ってはならない。

2. 最高管理責任者は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他の必要な措置を講ずることがある。

(予備調査の実施等)

第14条 統括管理責任者は、第9条第4項の規定により、当該通報された事案に係る予備調査の実施が決定されたときは、当該通報又は提供(以下「通報等」という。)された事案に係る予備調査(以下「予備調査」という。)を迅速かつ公正に行う。

2. 統括管理責任者は、予備調査を行うため、教職員その他必要と認める者からなる予備調査委員会を設置する。この場合において、予備調査委員会は、統括管理責任者が指名するものを委員として組織する。

3. 予備調査委員会は通報を受けてから30日以内に、当該事案について本格的な調査を実施するか否かを、最高管理責任者に報告する。

4. 最高管理責任者は、前項の結果を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査実施の要否の決定及び通知)

第15条 最高管理責任者は、前条第3項の報告に基づき、当該通報等された事案に係る本調査(以下「本調査」という。)を実施するか否かを決定する。

2. 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することが決定した場合は、資金配分機関に対して本調査を実施する旨通知する。この場合において、被通知者が各大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。

3. 統括管理責任者は、第1項により本調査を実施することが決定された場合は、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4. 統括管理責任者は、第1項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該通報者に通知する。

5. 統括管理責任者は、本調査を実施しないときは、予備調査に係る資料等を保存するものとし、当該資金配分機関又は通報者の求めに応じ、開示することができるものとする。

6. 本調査は、第1項による本調査の実施の決定された日から起算して概ね30日以内に開始するものとする。

(本調査の実施)

第16条 統括管理責任者は、前条第1項により、本調査を実施することが決定された場合は、本調査を行う。この場合において、本調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、本調査の関係者以外の者及び被通報者に通報者が特定されないように配慮するものとする。

2. 統括管理責任者は、本調査を行うため、教職員その他必要と認める者からなる調査委員会を設置する。この場合において、調査委員会は、当該通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、統括管理責任者が指名するものを委員として組織する。

3. 調査委員会は、調査開始後(予備調査も含む)180日以内に、調査結果に基づき、不正行為・不正使用の有無を認定し、最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知)

第17条 最高管理責任者は、前条第3項の報告に基づき、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で研究活動上の不正使用に関与したと認定されたものを含む。以下同じ。)に通知するとともに、当該資金配分機関に通知する。この場合において、被通報者が各大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

2. 最高管理責任者は、調査結果により悪意に基づく通報であったことが判明した場合においては、通報者が各大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て及び再調査)

第18条 第16条の規定により研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者及び悪意に基づく通報をしたものとして認定された通報者(被通報者の不服申立てによる再調査の結果、悪意に基づく通報をしたものと認定された者を含む。以下同じ。)は、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内(再調査の結果、悪意に基づく通報をしたものと認定された者については、本条第11項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内)に書面により、統括管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に係るものであるときは、その理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。

3. 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させる。

4. 統括管理責任者は、不服申立てがあった場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを調査委員会に諮り、速やかに決定する。

5. 統括管理責任者は、前項の不服申立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立てを行った者(以下「申立者」という。)に通知する。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、統括管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6. 統括管理責任者は、再調査を行う決定をした場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に通知し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。この場合において、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

7. 統括管理責任者は、前項後段の場合においては、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に対して当該決定を通知する。

8. 統括管理責任者は、被通報者から研究活動上の不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、最高管理責任者は、当該資金配分機関に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

9. 統括管理責任者は、再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、調査委員会において先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を被通報者及び通報者に通知し、最高管理責任者は、当該資金配分機関に通知する。

10. 統括管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった

場合は、最高管理責任者に報告するとともに、被通報者に通知し、最高管理責任者は、当該資金配分機関に通知する。

11. 統括管理責任者は、前項の申立てについては、概ね30日以内に調査委員会において再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を通報者及び被通報者に通知し、最高管理責任者は、当該資金配分機関に通知する。

(調査結果の報告)

第19条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において研究活動上の不正行為があったと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

2. 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、研究活動上の不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む）、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
3. 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定がされたときは、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由を公表することがある。

(本調査中における一時的措置)

第20条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等された研究費の支出停止等必要な措置を講ずることができる。

2. 最高管理責任者は、資金配分機関から、被通報者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講ずる。

(研究費の使用中止)

第21条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がされた場合は、研究活動上の不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないものの、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(論文等の取り下げ勧告)

第22条 最高管理責任者は、被認定者に対して研究活動上の不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

2. 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
3. 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

第23条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為は行われなかったと認定された場合は、速やかに本調査に際してとった研究費の支出停止等の一時的措置を解除する。

2. 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為は行われなかったと認定された場合は、当該事案において研究活動上の不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関

係者以外にも周知する。

3. 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずる。
4. 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が各大学に所属する者であるときは、学内規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表することがある。
5. 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が各大学以外の機関に所属する者であるときは、当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求めることができる。

(是正措置等)

第24条 統括管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講ずる必要がある旨の申出を行うものとする。

2. 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、当該部局責任者に対して是正措置等を講ずる旨を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講ずるものとする。
3. 部局責任者は、前項の命により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。
4. 最高管理責任者は、第2項により講じた是正措置等及び前項により報告を受けた是正措置等の内容を当該通報者及び当該資金配分機関に対して通知するものとする。

(処 分)

第25条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して学内規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置を講ずるものとする。

2. 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、当該資金配分機関に対して処分内容等を通知する。

(関係機関への通知)

第26条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、研究活動上の不正行為として認定されたときその他必要の都度、当該不正行為に係る資金配分機関以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

(雑 則)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が別に定める。

付 則

1. この規程は、平成19年11月13日から施行する。